

茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則選考基準

〔 昭和 60 年 4 月 1 日 〕
制 定

- 1 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則（平成 28 年 2 月 10 日改正）7 条及び附則の規定に基づき、この選考基準を定める。
- 2 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第 2 条第 2 号の適用については、次の各号に掲げる年数を本校教授としての勤務年数に通算することができる。ただし、本校教授として 5 年以上（国立高等専門学校機構理事長又は本校校長の命により人事交流（教授に限る。）として勤務した期間を含む。）勤務した者に限りこれを適用するものとする。
 - (1) 大学（短期大学を含む。）の教授、准教授及び専任講師として勤務した年数は、2 分の 1 の年数
 - (2) 他の高等専門学校の教授、准教授及び専任講師として勤務した年数は、2 分の 1 の年数
 - (3) 研究機関及び企業等において研究に従事していた年数は、2 分の 1 の年数
 - (4) 前 3 号の規定に関わらず、国立高等専門学校機構理事長又は本校校長の命により人事交流（教授に限る。）として勤務した期間は、その全年数
- 3 前項各号に規定する勤務した年数を算定する場合において 1 月未満の端数を生じたときは、これを 1 月に切り上げるものとする。
- 4 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第 2 条第 3 号に規定する「教育上又は学術上功績が特に顕著であったと認められる者」と、次に掲げる者とする。
 - (1) 文化勲章令（昭和 12 年勅令第 9 号）による文化勲章受章者
 - (2) 文化功労者年金法（昭和 26 年法律第 125 号）による文化功労者
 - (3) 日本学士院法（昭和 31 年法律第 27 号）による日本学士院賞受賞者又は日本学士院会員に選定された者
 - (4) 褒章条例（明治 14 年太政官布告第 63 号）による紫綬褒章受章者
 - (5) 前号までに準ずる国内外の学術賞等の受賞者

附 則

- 1 この基準は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 名誉教授称号授与運用基準（昭和 54 年 4 月 17 日制定）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成 6 年 6 月 23 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 22 年 6 月 15 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 11 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年2月15日から施行する。